

徳島県訓令第第八号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年九月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四防災対策推進課の項部長の欄第一号の14中「第七十四条の四」を「第七十四条の四第一項」に改め、同項課長の欄第三号の5を削り、同号の4中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「免許状の訂正申請」を「免許記録の変更の届出」に改め、同4を同号の5とし、同号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求

別表第四防災対策推進課の項課長の欄第五号を次のように改める。

五 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十六条第一項の規定による再免許の申請

別表第四防災対策推進課の被災者支援推進室の項部長の欄第八号の3中「第八条」を「第八条第一項及び第二項」に改め、同表消防保安課の項課長の欄第八号中「第十九条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同欄第十号中「第十三条第八項」を「第十六条第八項」に改め、同表子育て応援課の項部長の欄第二号の4中「保育士の登録」を「保育士登録」に、「名称」を「保育士の名称」に改め、同号中10を12とし、5から9までを2ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 第三十三条の十五第一項の規定による措置の内容等の報告

6 第三十三条の十六第二項の規定による被措置児童等虐待の状況等の公表

別表第四子育て応援課の項部長の欄第四号に次のように加える。

7 第二十七条の六第一項の規定による措置の内容等の報告

8 第二十七条の七第二項の規定による入園児虐待の状況等の公表

別表第四子育て応援課の項課長の欄第三号の8中「登録」を「保育士登録」に改め、同表こども家庭支援課の項部長の欄第二号の3中「第三十三条の十五第二項」を「第三十三条の十五第一項」に改め、同号の4中「第三十三条の十六」を「第三十三条の十六第二項」に改め、同表地域共生推進課の項課長の欄に次の一号を加える。

十九 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）に関する次のこと（入居者に提供する居住安定援助に係るものに限る。）。

1 第四十条第一項の規定による居住安定援助計画の認定

2 第四十三条（第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

3 第四十四条第一項の規定による居住安定援助計画の変更の認定及び同条第三項の規定による届出の受理

4 第四十五条の規定による地位の承継の承認

5 第四十九条の規定による報告の受理

6 第五十条第一項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認及び同条第二項の規定による通知

7 第五十四条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

8 第五十五条の規定による改善命令

9 第五十六条第一項及び第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項及び第四項の規定による通知

別表第四健康寿命推進課の項部長の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄第四号中「栄養士法施行令」の下に「(昭和二十八年政令第二百三十一号)」を加え、同表障がい福祉課の項部長の欄第四号の9中「第三十三条の十五第二項」を「第三十三条の十五第一項」に改め、同号の10中「第三十三条の十六」を「第三十三条の十六第二項」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第七号の5中「第二百二十五条の三第一項第二号」を「第二百二十五条の六第一項」に改め、同項課長の欄第八号中「第八十条第五項及び第二百二十五条の六第三項」を「第八十条第四項及び第二百二十五条の六第二項」に改め、同欄第九号中5を6とし、同号の4中「遭難通信等の取扱い」を「非常通信を行ったとき等」に改め、同4を同号の5とし、同号の3中「無線従事者の選解任」を「主任無線従事者又は無線従事者の選任等」に改め、同3を同号の4とし、同号の2中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「免許状の訂正のための提出」を「免許記録の変更の届出」に改め、同2を同号の3とし、同号の1中「運用開始」を「無線局の運用開始の期日」に、「休止」を「無線局の休止期間等」に改め、同1を同号の2とし、同2の前に次のように加える。

1 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求

別表第四高規格道路課の項部長の欄第五号の8中「第三十三条第二項第三号」を「第三十三条第二項第四号」に改め、同項課長の欄第五号の23中「第四十八条の二十九の五第一項」を「第四十八条の二十九の六第一項」に改め、同号の24中「第四十八条の二十九の六第一項」を「第四十八条の二十九の七第一項」に改め、同表住宅課の項部長の欄第十二号中「(平成十九年法律第百二十二号)」を削り、同号の6中「第四十条」を「第五十九条第一項」に改め、同号の7中「第四十四条第三項」を「第六十四条第四項」に、「の変更」を「及び残置物処理等業務規程の変更」に改め、同号の8中「第四十八条」を「第六十八条」に改め、同号の9中「第五十条第一項」を「第七十条第一項及び第二項」に改め、同欄第十三号を次のように改める。

十三 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)に関する次のこと。

1 第五条の三第一項の規定によるマンション管理適正化支援法人の登録

2 第五条の八第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による措置命令及び同条第三項の規定による登録の取消し

3 第五条の二十二第一項の規定による指定認定事務支援法人の指定

別表第四住宅課の項課長の欄第十二号の21中「第六十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「事業の認可」を「事業認可」に改め、同21を同号の24とし、同号の20中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同20を同号の23とし、同号の19中「第六十七条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同19を同号の22とし、同号の18中「第六十六条」を「第六十七条」に改め、同18を同号の21とし、同号の17中「第五十八条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同17を同号の20とし、同20の前に次のように加える。

19 第五十七条第二項及び第三項の規定による届出の受理

別表第四住宅課の項課長の欄第十二号中16を18とし、15を17とし、同17の前に次のように加える。

16 第四十三条第二項の規定による協力要請

別表第四住宅課の項課長の欄第十二号中14を15とし、5から13までを1ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 第十九条の二第一項の規定による登録住宅の目的外使用の承認及び同条第二項の規定による通知

別表第四住宅課の項課長の欄第十三号中「こと」の下に「(15から23までにあつては、地域共生推進課長の専決に係るものを除く。)」を加え、同号の20中「第五十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同20を同号の30とし、同号の19中「第四十九条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同19を同号の29とし、同号の18中「第四十五条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同18を同号の28とし、同号の17中「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「の認可」を「及び残置物処理等業務規程の認可並びに同条第三項の規定による変更の認可」に改め、同17を同号の27とし、同号の16中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同16を同号の26とし、同号の15中「第四十一条第一項及び第三項」を「第六十一条第三項」に改め、同15を同号の25とし、同号の14の次に次のように加える。

15 第四十条第一項の規定による居住安定援助計画の認定

16 第四十三条(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知

17 第四十四条第一項の規定による居住安定援助計画の変更の認定及び同条第三項の規定による届出の受理

18 第四十五条の規定による地位の承継の承認

19 第四十九条の規定による報告の受理

20 第五十条第一項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認及び同条第二項の規定による通知

21 第五十四条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問

22 第五十五条の規定による改善命令

23 第五十六条第一項及び第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項及び第四項の規定による通知

24 第六十条第三項の規定による公示

別表第四住宅課の項課長の欄第十三号に次のように加える。

31 第七十一条第二項の規定による通知

別表第四住宅課の項課長の欄第十四号の1中「第五条の四（第五条の六第二項及び第五条の七第二項）」を「第五条の十四（第五条の十六第二項及び第五条の十七第二項）」に改め、同号の2中「第五条の八」を「第五条の十八」に改め、同号の3中「第五条の九」を「第五条の十九」に改め、同号の4中「第五条の十第一項」を「第五条の二十第一項」に改め、同欄第二十五号の3中「第三百三十七条の十二第六項及び第七項」を「第三百三十七条の十二第十一項及び第十二項」に改め、同表河川政策課の項課長の欄第十二号の5を削り、同号の4中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「免許状の訂正申請」を「免許記録の変更の届出」に改め、同4を同号の5とし、同号の3中「休止期間」を「休止期間等」に改め、同3を同号の4とし、同号の2の次に次のように加える。

3 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求  
別表第四河川政策課の項課長の欄第十四号を次のように改める。

十四 無線局免許手続規則第十六条第一項の規定による再免許の申請  
別表第四港湾政策課の項課長の欄第四号の4中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同号の6中「第三百三十七条の七第三項」を「第三百三十七条の七第四項」に改める。

別表第六徳島県東部県土整備局長の項第六号の2中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同号の5を削り、同号の4中「第二十一条」を「第二十一条第二項」に、「免許状の訂正申請」を「免許記録の変更の届出」に改め、同4を同号の5とし、同号中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求  
別表第六徳島県東部県土整備局長の項第十号の6中「第五十五条の二の二第一項」を「第五十五条の二の三第一項」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 無線局免許手続規則第十六条第一項の規定による再免許の申請

## 附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第四健康寿命推進課の項部長の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる改正規定及び同項課長の欄第四号の改正規定並びに同表住宅課の項課長の欄第二十五号の改正規定は同年十一月一日から、同項部長の欄第十三号及び課長の欄第十四号の改正規定は同年二十八日から、同表消防保安課の項課長の欄第八号及び第十号の改正規定は同年十二月二十五日から施行する。